

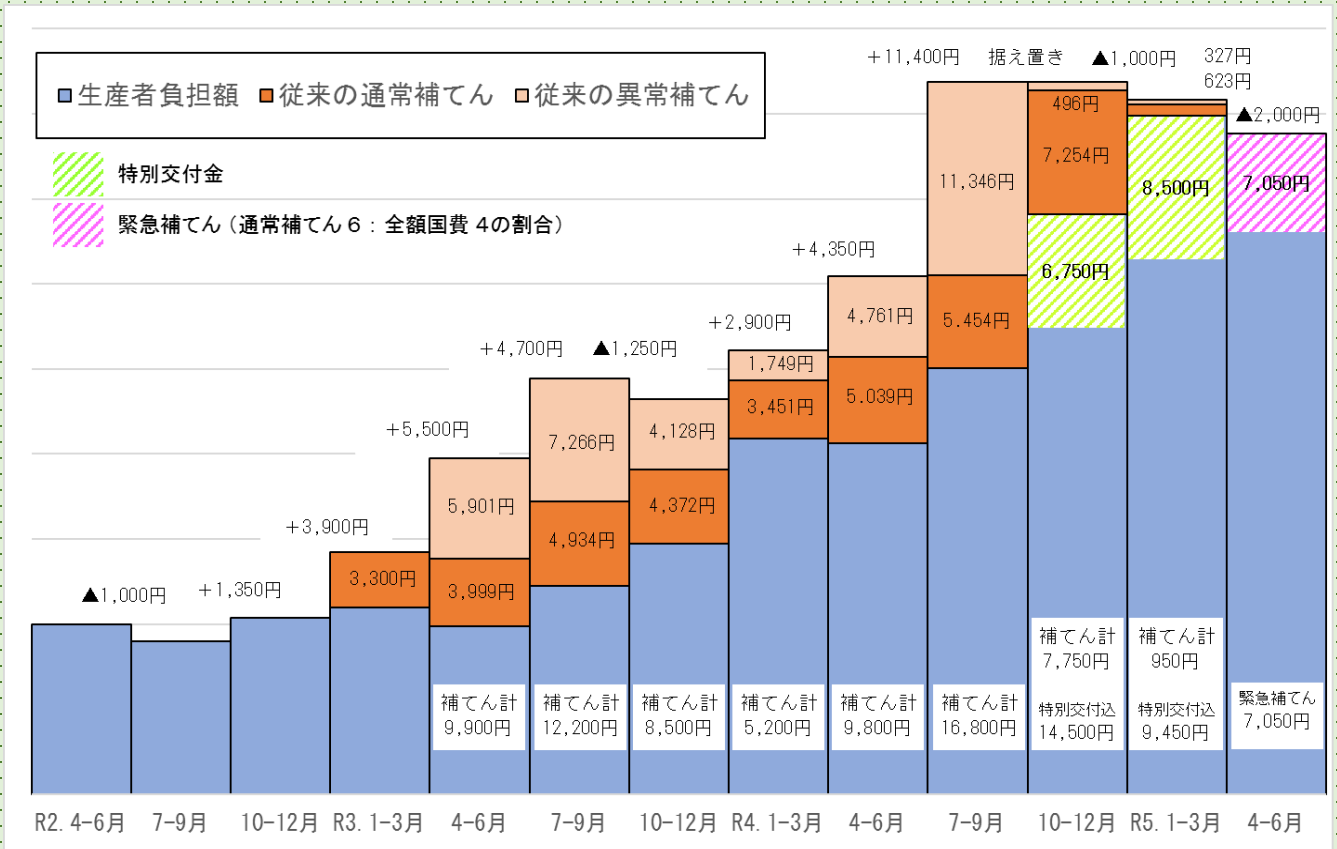
緊急補てん制度がスタートしました。

配合飼料価格の高止まりに対応し、生産者負担の急激な上昇を適切に抑えるため、緊急補てん制度を創設しました。

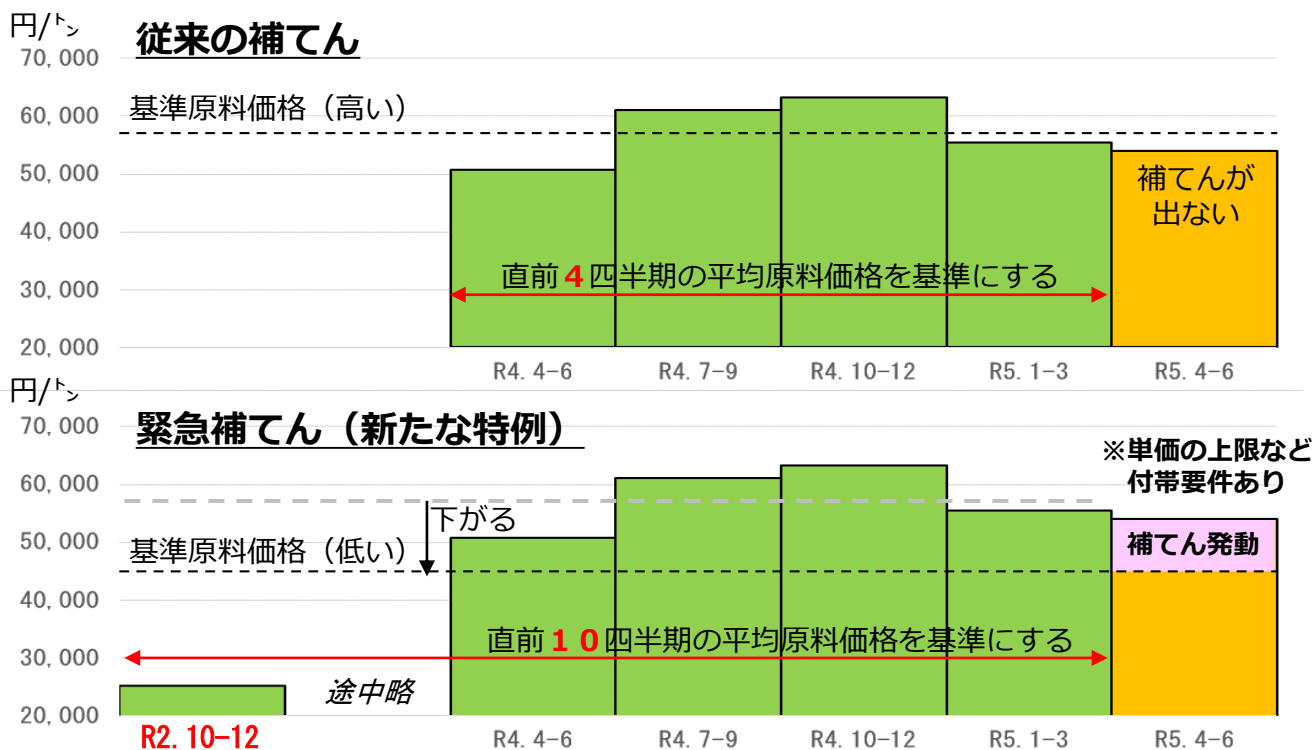
これまでの制度では、過去1年の平均原料価格をもとに補てん単価を決めていましたが、一定の条件を満たす場合に、過去2.5年の平均原料価格をもとに補てんを行うことができるようになりました。

緊急補てんは、生産者とJAグループの積立による通常補てん財源と、全額国費による異常補てん財源により交付されます。

これまでの補てんの推移と令和5年度第1四半期の緊急補てん



緊急補てん金単価の算定



補てん単価は、当該四半期の輸入原料価格を過去2.5年間（10四半期）の平均輸入原料価格と比較して計算します。飼料価格が高騰する前の時期も基準に含めるので、補てんが出やすくなります。

ただし当該四半期の総補てん単価は、直前の四半期の補てん単価の3/4を上限とします。（令和4年度1-3月期の補てん単価は9,450円/トンとして計算します。）

緊急補てんの発動条件

- 直前まで8四半期連続で通常補てんが出ていること。
- 原則の異常補てんが発動する場合や、輸入原料価格が直前の四半期の90%未満に下がる場合は、当該四半期及び翌四半期は対象になりません。
- 連続する3四半期が最長の交付期間となります。

補てんの財源について

緊急補てん財源は通常補てん財源により60%、全額国費により40%を負担します。

安定基金の財源が不足する為、借入れを行なう必要があり、80%ルールが適用されます。